

入札額変動型最低制限価格の見直しについて

令和5年8月2日
弥彦村総務部総務課

平成27年10月より導入した入札額変動型最低制限価格設定方法について、入札制度審議会の意見書のとおり見直しを行い、最低制限価格の算定方法について下記のとおり試行することとしましたのでお知らせします。

1. 対象 設計額130万円以上の工事

2. 変動型最低制限価格の算出方法

最低制限価格(税抜き) = (下限価格※1 + 平均入札価格※2) ÷ 2

(1円未満の端数は切り上げ)

※1 下限価格 = 予定価格(税抜き) × 88%

※2 平均入札価格 = A ÷ B (1円未満の端数は切り上げ)

A : 下限価格以上で予定価格以下の有効入札から最高入札金額の札を除いた合計額

B : 合計額の対象となった入札数

※有効な入札が最高入札金額のみの場合は、その額を平均入札価格とする。

3. 周知

最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知において、最低制限価格が設定されていることを記載します。

4. 試行開始日

令和5年8月2日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用します。